

No.	意見内容	事務局の見解
1	<p>施策分野「文化芸術活動・スポーツ活動等の充実」について、現計画の「文化活動・余暇活動の充実」から文言が変更されているが、「余暇活動」の文言は残してもらいたい。</p>	<p>施策分野7の1は「文化活動・余暇活動の充実」に修正しました。 【資料3 p40,54参照】</p>
2	<p>アンケート結果の障害種別ごとの最上位の項目を考慮した上で再度重点施策を選定してもらいたい。</p>	<p>障害種別ごとの最上位の項目（別添資料2-1参照）を考慮し、施策分野7の2「<u>外出や移動の支援</u>」を重点施策として選定しました。 【資料3 p40,54参照】</p>
3	<p>「入所施設の整備」を重点施策として位置づけてもらいたい。</p>	<p>次期計画では、施策分野6の施策1「<u>地域生活支援体制の充実</u>」を重点施策に選定し、その中にNo.76「<u>障害者支援施設の整備</u>」を1事業として位置づけております。 【資料3 p73、資料4参照】</p>
4	<p>成果指標「市職員における障害者雇用率」について、民間を含めた市全体の雇用率でみるべきではないか。</p>	<p>まずは市として取り組むことのできる「<u>市職員における障害者雇用率</u>」を成果指標として設定させていただき、<u>民間を含めた市全体の雇用率</u>については素案の中でお示しさせていただきます。 【資料3 p50参照】</p>
5	<p>防災に関する成果指標について、「福祉避難所」についての視点を加えてはどうか。</p>	<p>「<u>福祉避難所設置数</u>」を成果指標に追加しました。 【資料3 p34,44参照】</p>
6	<p>「精神科病院からの地域移行の促進」を重点施策に位置づけてもらいたい。</p>	<p>国の基本指針において、精神病床における早期退院率に関し、数値目標を設定しています。 素案の第6章1(2)において、「国の基本指針に掲げられている数値目標は、広域の調整が必要なため、埼玉県が設定します。」と市の考え方を整理しています。市としても、県の目標達成のため、協議の場の設置や協議の場の開催回数を成果目標として設定し、精神科病院からの地域移行が促進されるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に取り組んでまいります。 【資料3 p89参照】</p>

No.	意見内容	事務局の見解
7	<p>施策分野6の1「地域生活支援体制の充実」から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設の整備</li> <li>・ グループホームの充実</li> <li>・ 短期入所等の充実</li> <li>・ 地域生活支援拠点等の推進</li> <li>・ 空家等の活用の促進</li> </ul> <p>を取り出し、「住まいの場の充実」を1施策として位置付けてもらいたい。</p>	<p>「地域生活支援体制の充実」は、住まいの場も含め、障害のある人やその家族が地域で安心して暮らしていくために各種取組を推進する施策としています。そのため、「<u>住まいの場の充実</u>」は「<u>地域生活支援体制の充実</u>」に含まれるものとして整理しております。</p> <p>なお、「グループホームの充実」と「空家等の活用の促進」は次期計画ではNo.74「重度障害者への支援の促進」に統合しています。統合理由は資料4-1に記載しています。</p> <p>【資料3 p52,73,74、資料4、資料4-1参照】</p>
8	<p>現計画施策121-126を施策分野1の1「差別の解消及び相互理解の促進」に入れるべきではないか。</p>	<p>現計画施策121-126（次期計画No.89-94）について、次期計画では、公的サービスの提供だけでなく、<u>地域住民やボランティア団体などの地域資源と連携し、地域での生活支援体制を進める事業として整理し、「地域生活支援体制の充実」に位置づけております。</u></p> <p>【現計画p77-78、資料3 p76,77、資料4参照】</p>